

○国会等の移転に関する特別委員会

・衆議院議員提出法律案（一件）

2	番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院へ 提出	参議院	衆議院	備考	
		国会等の移転に関する法律案	海部俊樹君 外十七名 四、二二、二〇	四、 二二、二四	四、 二二、 一	四、 二二、 七 委員会付託 委員会議決	四、 二二、 一〇 本会議議決	四、 二二、 二七 委員会付託 委員会議決	四、 二二、 一 本会議議決

国会等の移転に関する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案は、東京圏における人口の過密、地方の停滞等東京一極集中に伴う諸問題が深刻化している現状にかんがみ、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の移転の具体化について積極的に検討を進めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中枢的なものの東京圏以外の地域への移転の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有することとする。
- 二、国は、国会等の移転について検討を行うに当たっては、広く国民の意見を聴き、その合意形成を図ること、行財政の改革と的確に関連づけること等、本法律案に定める検討指針に基づき、広範かつ多角的にこれを行うものとする。
- 三、国会等の移転に関し、移転の対象の範囲、移転先の選定基準等について調査審議するため、総理府に国会等移転調査会を置くこととし、その組織、運営等について定めるとともに、内閣総理大臣は、その調査審議の結果を国会に報告するものとする。

る。

委員長報告

ただいま議題となりました国会等の移転に関する法律案につきまして、国会等の移転に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東京圏における人口の過密、地方の停滞等東京一極集中に伴う諸問題が深刻化している現状にかんがみ、国会等の移転の具体化について積極的に検討を進めるための国の責務及び検討の指針を明らかにするとともに、その検討のための調査会を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、国会等の移転の必要性及び効果、行財政改革との関連、国民の合意形成の状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本理事より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。